

THE ECONOMIST (April 1, 2006)

Japan and its past: Slave wages

The long fight for compensation for wartime slave labour

http://www.economist.com/World/asia/displayStory.cfm?story_id=6748994

<http://www.tmcnet.com/usubmit/2006/04/01/1528336.htm> (free version)

Japanese translation at: <http://blogs.yahoo.co.jp/wydney745/archive/2006/04/04>

日本とその過去: 奴隷賃金

2006年3月30日東京

エコノミスト印刷版

戦時奴隷労働の補償を求める長い戦い

ナチ・ドイツと同じく日本は戦時中、強制労働を大量に使った。アジア全域にわたって、何百万人も日本帝国の戦争努力を増強するために奴隷労働をした。

日本本土でも、何十万人もの朝鮮人、約4万人の中国人さらにそれよりは少数の連合軍捕虜が強制連行され、終戦前の2年間に、建設、炭鉱などで強制労働を課せられた。

これらの人々にとって、労働条件は残虐だったし、死は普通のことだった。例えば、日本に連行された中国人5人に一人が1943年から1945年の間に死亡した。

今日の日本がこの強制労働の遺産を扱うやり方はドイツのアプローチと余りにも対照的である。ドイツは過去数年にわたって、事実を確立し、罪を認め、そして50億ドルの補償を、ドイツ国と6000社の企業の犠牲となった160万人に支払われた。

日本が歴史上の近隣諸国への負債を清算しないことには、有力政治家の論争の的になっている靖国神社への挑発的な参拝よりもっと大きな意味がある。

日本に連行された中国人労働者は、台湾に儲かる仕事があるとだまされて、中国本土の刑務所から連れてこられたか、あるいは中国北部の小村で銃をつきつけられて、集められたか、田舎道で網で捕まえられた者さえいる。約4,000人が今日も生存している。

これらのうちの数人は、過去数年にわたって日本の法廷を通じた1握りの訴訟で戦って、彼らを働かせた日本国と日本企業の双方から賠償を求めている。

しかし、ことは決して簡単でない。

3月29日に、九州の福岡地方裁判所は、中国人奴隷労働の犠牲者とその家族を含む45人が3年前に提訴した国家と二つの巨大企業、三井鉱山と三菱マテリアルに対する請求を棄却した。

これらの企業は、奴隷労働で九州の炭鉱を経営したコングロマリットの現代の子孫である。三菱の鉄面皮の弁護はこういう事例における新天地を開拓した。それは、日本が中国を侵略したことを疑問視し、この難しい問題を将来の歴史家に任せることを望んだ。

それは、三菱が犠牲者をその貨物倉に押し込めて日本へ連行してきた悪名高い地獄船の船団を造り、運営したけれども、強制労働はしていないと否定した。また、それは、法廷に原告の政治的な動機を見抜くように求めた:これらにだまされることは、将来の日本人世代に「魂の誤った負担」を負わせることになる。

この訴訟を却下する短い要旨の中で、裁判所はなかでも請求期限が切れたことを述べた。除斥（時効）は、そのような訴訟を却下するときの普通の理由だが、説得力はない。

日本と中国は1972年まで外交関係の回復さえなかったし、外務省が隠匿していた日本の強制労働計画に関する報告書が、明るみに出たのは1990年代中頃であった。これらすべてが複合して、中国人たちが期限を守ることは極めて困難だったのだ。

政府は通常、戦時に関する請求と苦情のすべては、アメリカとの1951年のサンフランシスコ平和条約、そして日本と韓国や中国と外交関係を回復したときの協定によって、ずっと昔に解決されたという立場をとってきた。

歴代のアメリカ政府と裁判所もこの議論を受け入れてきた。三井に対して一人のアメリカ人捕虜が起こした訴訟では、アメリカの最高裁判所は、2000年の連邦裁判所判事の判決を支持した。

その判事は、その捕虜が補償されなかったことを認めつつも、「自由な社会、そしてより平和な世界で、測り知れない豊かな生を彼らと彼らの子孫に与えられたことが負債の償還となる。」と断じた。

日本では、福岡女学院大学のウィリアム・アンダーウッドが原告の後退でさえ歴史上の事実を確立する助けになると語る。また、彼は、強制労働の問題は必ずやもっと注目されるようになると思う。

その理由は、今や、原告と弁護士が今中国の法廷でこれらの事件に決着をつけると約束しているからだ。中国では強制労働に対する補償問題は、日本で冷たく無視されるのと同じ位に熱く見守られている。日本企業には、中国で守るべき權益がある。

三菱グループだけでも北京の 2008 年オリンピック向け契約から何百万ドルを儲けることになる。福岡の判決が出た翌日、三菱の上海事務所が原告の弁護士を迎える予定となっていたのは、そういう理由があった。

END